



平成 29 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ デ ィ ア
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 尾 正 紀
 (コード番号：3935 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 賀 島 義 成
 (TEL. 03-5210-5801)

第三者割当による第9回乃至第11回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 14 日開催の取締役会において決議いたしました、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする第9回乃至第11回新株予約権(以下、それぞれを「第9回新株予約権」、「第10回新株予約権」及び「第11回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、平成 29 年 8 月 30 日に発行価額の総額(2,328,600 円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 8 月 14 日公表の「第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)(コミット・イシュー※)、第10回新株予約権(行使価額修正条項付)(アップサイド・イシュー※)及び第11回新株予約権(行使価額修正条項付)(アップサイド・イシュー※)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る発行価額の払込完了について
 <本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 29 年 8 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	340,000 個 第9回新株予約権：200,000 個 第10回新株予約権：90,000 個 第11回新株予約権：50,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,328,600 円 (第9回新株予約権 1 個当たり 9.85 円、第10回新株予約権 1 個当たり 2.99 円、第11回新株予約権 1 個当たり 1.79 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	340,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株) 第9回新株予約権：200,000 株 第10回新株予約権：90,000 株 第11回新株予約権：50,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	1,737,328,600 円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 第9回新株予約権：3,050 円 第10回新株予約権：7,000 円 第11回新株予約権：10,000 円 本新株予約権の行使価額は、平成 29 年 9 月 4 日に初回の修正がされ、以後 5 価格算定日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売

	<p>買立会が行われる日(以下「取引日」といいます。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の、それぞれ92%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が、下記「ご参考」記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>市場混乱事由とは、以下の事由をいいます。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とします。)</p>
(7) 募集又は割当て方法及び割当先	第三者割当ての方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第10回新株予約権及び第11回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。
2. 当社は、平成29年7月19日開催の取締役会において、平成29年8月31日を基準日、平成29年9月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割することを決議しております(以下「本株式分割」といいます。)。本株式分割に伴い、本新株予約権の当初行使価額及び下限行使価額は、平成29年9月1日付で、各本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定により本株式分割の割合に応じて調整されます。

【ご参考】

※第9回新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が第9回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(200,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、第9回新株予約権の発行日の翌々日以降、原則として32価格算定日以内に、割当先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。

	第9回新株予約権
発行数	200,000個
発行価額の総額	1,970,000円
行使価額の総額	610,000,000円

期 間	原則約 1.5 ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で7回(予定) (5 価格算定日毎に修正、計7回)
行使価額	VWAP の 92%
全部コミット	32 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
下限行使価額	1,658 円 (価格決定日終値の 50%、端数切上げ)

(注) 本株式分割に伴い、第9回新株予約権の下限行使価額は、平成29年9月1日付で、829円となります。

※第10回新株予約権(アップサイド・イシュー)の特徴

当社は、第10回新株予約権の全てを EVO FUND に割り当てます。行使期間は約2年間となっておりますが、第9回新株予約権が残存している期間中は、行使ができません。また、行使価額は修正されますが、下限行使価額が現在の当社の株価水準よりも高い7,000円に固定されているため、発行後即座に行使されることは想定しておらず、当社株価が7,000円を超えて推移した際に、割当先による行使が期待されます。

	第10回新株予約権
発行数	計 90,000 個
発行価額の総額	269,100 円
行使価額の総額	630,000,000 円
期 間	約 2 年間 但し、第9回新株予約権が残存している期間中は行使不可
行使価額	VWAP の 92%
下限行使価額	7,000 円

(注) 本株式分割に伴い、第10回新株予約権の下限行使価額は、平成29年9月1日付で、3,500円となります。

※第11回新株予約権(アップサイド・イシュー)の特徴

当社は、第11回新株予約権の全てを EVO FUND に割り当てます。行使期間は約2年間となっておりますが、第9回新株予約権が残存している期間中は、行使ができません。また、行使価額は修正されますが、下限行使価額が現在の当社の株価水準よりも高い10,000円に固定されているため、発行後即座に行使されることは想定しておらず、当社株価が10,000円を超えて推移した際に、割当先による行使が期待されます。

	第11回新株予約権
発行数	計 50,000 個
発行価額の総額	89,500 円
行使価額の総額	500,000,000 円
期 間	約 2 年間 但し、第9回新株予約権が残存している期間中は行使不可
行使価額	VWAP の 92%
下限行使価額	10,000 円

(注) 本株式分割に伴い、第11回新株予約権の下限行使価額は、平成29年9月1日付で、5,000円となります。

以 上